

自分たちの豚をインフルエンザから守りましょう!!

人での新型インフルエンザは、最近ワクチン接種がはじまり、発生もやや落ち着きをみせていますが、鶏における高病原性鳥インフルエンザ同様、豚で発生した場合も社会的な影響は大きいことから、農場への侵入防止には万全の対策が必要です。

【豚に感染するとどうなるの?】

- ・症状：激しい咳などがみられますが、二次感染がなければ1週間くらいで自然治癒します。
- ・法的な規制：ありません。監視伝染病に指定されておらず、殺処分や移動制限の対象外です。
しかし、**感染が確認されれば出荷自粛を要請**する可能性があります。
- ・と畜場への出荷：と殺禁止の対象疾病ではありませんが、**生産者の責務として「健康畜の出荷」に努めてください**。咳や発熱などの臨床症状が認められれば、食の安全の観点から、たとえインフルエンザを疑わなくても出荷すべきではありません。

【大阪で国内初の豚への新型インフルエンザ感染を確認】

平成21年10月20日、大阪府の養豚場における定期的なインフルエンザ検査で、新型インフルエンザの感染疑いが公表され、翌21日確定されました（国内初）。

大阪府は当該農場に対し、臨床検査や遺伝子検査（PCR）で異常がないことが確認されるまでの間、「移動自粛」を要請。23日には清浄性が確認され移動の自粛が解除されました。

【豚での全国検査実施状況】

養豚場におけるインフルエンザサーベイランスは、平成17年度から実施していましたが、人での新型インフルエンザ発生に伴い平成21年5月から検査対象が拡充されています。

検査は、**呼吸器症状を呈した病性鑑定豚を対象に、農場の同意を得て、ウイルス分離を行います。**

平成20年度までの検査では数頭の陽性が確認されていますが、21年度のサーベイランス事業では全頭陰性でした。

県内では平成16年度に下越地域で発生が確認されていますが、それ以降の検査は陰性です。

年度	検査頭数	陽性頭数	分離型
17	218	3	H1N1
18	186	1	H1N2
19	181	0	
20	252	1	H1N2
21(4~11月)	144	0*	

*大阪の事例を除く

【感染が確認されたらどうなるの?】

以下の①②③の場合、清浄性が確認されるまでの間、移動自粛を要請することとなります。

- ①「A型インフルエンザ陽性」かつ「飼養者に臨床症状や罹患歴（過去1か月）」がある。
- ②「H1亜型」と判断され、「臨床症状を呈している豚」がいる。
- ③ 臨床症状がなくても、「新型インフルエンザ」と判定された場合。

【インフルエンザを農場に入れないために!!】

- ・飼養衛生管理の徹底：飼養衛生管理基準に則った管理を強化。
(清掃・消毒、人や車両の立入制限、衛生害虫の侵入防止など)
- ・人から豚への感染防止：**インフルエンザ様疾患を呈した人は農場に入らない体制づくり**。
日頃からマスクや手袋、専用の作業靴や作業着を着用する。
また、従事者のワクチン接種や農場立入者の記録、発熱チェックなどの対策も重要です。

☆ 飼養豚に異常を認めたら、これまでどおり家畜保健衛生所へ早期連絡をお願いします。

★新たに8農場が認定されました。～畜産安心ブランド生産農場認定事業～

管理獣医師の定期的な指導を受け、HACCPの考え方に基づく衛生管理手法を取り入れ、かつ認定基準を満たし安全な畜産物を生産している農場を県畜産協会が安心ブランド生産農場として認定しています。

平成21年12月に21年度の農場認定委員会が開催されました。当所管内ではクリーンミルク2、クリーンビーフ5、クリーンポーク1の合計8農場が新規に認定、また更新45農場が再認定されました。既認定農場を含めると当所管内は102農場が認定されました。

認定事業は22年度で終了するため認定を受けるチャンスは今年限りです。認定を考えている農場は早めに当所に連絡下さい。

認定農場はもちろんですが、認定されていない農場も生産管理記録はいろいろな面で必要です。作業後の毎日の記録は大変と思いますがよろしくお願ひします。併せて関係する伝票類の保管もお願ひします。

★「高病原性鳥インフルエンザ発生予防対策」

～ 野鳥・野生動物の侵入防止、なぜ再点検が必要？ ～

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、鳥インフルエンザウイルスの中でも、特に病気を起こす力が強い種類のウイルスにより起る病気で、もともとは水禽類が自然宿主ですが、本病の発生地域から渡り鳥により持ち込まれ、糞などを介して様々な野鳥や野生動物が感染します。

自然界では本病のウイルス感染が野鳥及び野生動物の間で繰り返されていることを裏付ける事例が報告されていることから、鶏舎内侵入防止対策等の再点検が必要です。

1 「渡り鳥：ハクチョウ」

- ・平成20年4月～5月、秋田県・北海道・青森県で死亡したオオハクチョウ8羽からHPAIウイルスが分離されました。
- ・養鶏場周辺に湖沼があり、ハクチョウ・カモ等が飛来している場合は、特に注意が必要です。



2 「留鳥：ハシブトガラス、クマタカ」

- ・平成16年3月～5月の京都でのHPAI発生後、ハシブトガラス9羽からHPAIウイルスが分離され、感染鶏の死体等を食べたことが原因と推察されました。
- ・平成19年1月、宮崎県・岡山県でHPAIが発生しましたが、この発生に先だって、熊本県で衰弱したクマタカ1羽が保護され、後日、クマタカは宮崎・岡山の両県で分離されたHPAIウイルスと遺伝子レベルで非常に近縁なウイルスを保有していたことが判明しました。
- ・クマタカは留鳥であり、感染した小動物等を捕食したことが原因と推察されています。



3 「野生動物：アライグマ」

- ・アライグマはペットとして輸入されたものが野生化し、北海道・関東・東海・近畿九州北西部に生息しており、現在、生息域は全国的に拡大しつつあります。
- ・平成17年以降、国内4地域で捕獲された988頭の検査で、10頭（3地域：西日本2，東日本1）から、過去にHPAIウイルス感染を示す抗体が検出されました。
- ・原因は、HPAIウイルス感染死した渡り鳥・留鳥を捕食したことによる考えられています。
- ・アライグマは、冬眠せず夜行性・雑食性で、木登りが得意で建物をねぐらにする習性があり、養鶏場へも高所から侵入しHPAIの感染源となる可能性があります。



韓国で口蹄疫発生！！

- ・韓国の京畿道抱川（ポチョン）市（ソウル北東約30Km）の酪農家（185頭飼養）で1月2日から異常がみられ、7日6頭に口蹄疫の感染が確認され、翌日A型と判定されました。

【韓国の防疫措置】

発生農場の牛185頭及び半径500m以内の全ての偶蹄類の動物の淘汰並びに半径20km以内の移動制限、発生農場の消毒、日本向けの輸出証明書の停止、ワクチン接種の禁止。

【我が国の対応】

韓国からの偶蹄類の肉等及び稲わら等の輸入手続きの一時保留、韓国からの旅客の靴底消毒徹底。

【農家の皆さんへ】 口蹄疫は、牛、豚などの偶蹄類がかかり、口内や蹄冠部に水疱ができるウイルス病で、伝播力が強く、国際的に最も重要な伝染病です。

- 飼養している家畜に異常を認めたら、早期通報をお願いします。
- 飼養衛生管理の徹底をお願いします。
- 韓国の畜産農家への訪問の自粛をお願いします。